

2026 年 6 月 26 日

〒251-0055

神奈川県藤沢市南藤沢 8 番 9-206 号

オプションハウス株式会社

代表取締役 松島 英将 様

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号

株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷 佳津年

質問状

株式会社地域新聞社（以下「当社」といいます。）は、2022 年 10 月 24 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、当該方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議し、2022 年 11 月 24 日開催の第 38 期定時株主総会において承認を受けておりましたところ、本対応方針は、2025 年 10 月 17 日開催の取締役会において所要の変更を行った上で更新する旨決議され、当該更新は、2025 年 11 月 30 日開催の第 41 期定時株主総会において承認されております。

その後、当社は、2026 年 1 月 16 日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応策）に関する共同協調行為の認定についてのお知らせ」でお知らせしましたとおり、同月 15 日開催の当社取締役会において、当社独立委員会による勧告を踏まえて、MTM Capital 株式会社（以下「MTM Capital」といいます。）、合同会社 YN 企画（以下「YN 企画」といいます。）、バイオセラミック株式会社（以下「バイオセラミック」といいます。）、合同会社 Happy horse、KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏（以下総称して「認定対象株主」といいます。）の間に「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（以下「共同協調行為」といいます。）に該当する行為が行われていると判断いたしました。もっとも、2026 年 5 月 29 日付け「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、上記判断を公表した後における認定対象株主の株主名簿上での当社株式の保有状況等から、認定対象株主は、上記共同協調行為の認定を受け、本対応方針に基づく対抗措置の発動を回避すべく、自己名義で直接に当社株式を所有することを避けつつ、当社株式を、信用取引の買い建玉の形で実質的に保有し続け、場合によっては買増

しも行っている可能性がある」と推察されたことから、認定対象株主が実質的に所有している当社株式に係る議決権割合を明らかにすることを主たる目的として、当社は、2026年6月25日を基準日として、株式分割を実施いたしました。

このような状況下において、貴社は、当社株式を①2026年6月12日に350,000株、②6月16日に315,000株、③6月17日に310,000株をそれぞれ市場内で取得し（以下、これら①から③の市場内処分を個別に「各市場内取得」といい、総称して「本市場内取得」といいます。）、2026年6月17日時点で当社株式975,000株（議決権比率11.63%）を保有するに至った旨を2026年6月23日付け大量保有報告書及び同月24日付け変更報告書No.1（以下総称して「本大量保有報告書等」といいます。）により公表されました。

貴社による各市場内取得に関連して、認定対象株主の一員であるYN企画は、2026年6月19日付け変更報告書No.2及び同月22日付け変更報告書No.3において、貴社が、350,000株を市場内で取得したと開示されている2026年6月12日、及び、315,000株を市場内で取得したと開示されている同月16日において、それぞれ貴社が取得したと開示されている株式数と完全に一致した数の当社株式を市場内で売却した旨開示しており、また、貴社が、2026年6月17日に市場内で取得した当社株式の数である310,000株は、YN企画が上記市場内売却の後に保有していた当社株式の手残り株の数と完全に一致しております。

このため、当社としては、貴社とYN企画その他の認定対象株主との間の当社の株式取得・議決権行使・提案行為等に関する意思連絡があった可能性があるものと考えております。

つきましては、当社において、貴社が他の株主との間で共同協調行為を行っているか否かを判断するために必要な情報と考える下記の各事項につきまして、**2026年7月3日（金）までに当社に到着するよう、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。**

ご回答の際は、署名・押印のうえ、当社宛に書面でご提出ください。

なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

記

（１） 貴社及び関連法人・関係者の概要

- ・ 貴社の沿革、資本構成、出資者の氏名・構成比、資金の貸借関係の有無についてご教示ください。
- ・ 主要な取引先及び顧問・助言者（法務・財務・投資等）についてご教示ください。

(2) 当社株式取得の経緯

- ・ 当社株式の取得（信用取引による取得を含みますが、これに限りません。以下同じです。）の経緯、取得目的、取得資金の出所（資金提供者名・調達方法を含みます。）、取得開始日から本質問状受領日までの間における当社株式の取得及び処分（貸株、借株及び空売りを含みます。）の状況並びにその経緯についてご教示ください。なお、資金提供者が法人である場合、当該法人を実質的・究極的に支配する自然人まで遡って資金提供者をご回答ください。
- ・ 前記のとおり、貴社による各市場内取得に関連して、YN 企画は、2026 年 6 月 19 日付け変更報告書 No.2 及び同月 22 日付け変更報告書 No.3 において、貴社が、350,000 株を市場内で取得したと開示されている 2026 年 6 月 12 日、及び、315,000 株を市場内で取得したと開示されている同月 16 日において、それぞれ貴社が取得したと開示されている株式数と完全に一致した数の当社株式を市場内で売却した旨開示しており、また、貴社が、同月 17 日に市場内で取得した 310,000 株は、YN 企画が上記市場内売却の後に保有していた当社株式の手残り株の株数と完全に一致しております。

このような状況及び当社が入手した当社株式の出来高データ（特に、各市場内取得がいずれも各日の立会市場内取引の出来高の約 97%を占めており、いずれの日も出来高が他の日の約 10 倍以上に膨らんでいるにもかかわらず、制限値幅の範囲内での値動きに留まっていたこと）に鑑みると、貴社は、各本市場内取得に関して、6 月 12 日及び 6 月 16 日については、YN 企画と同意の上で、いわゆる市場内クロス取引を行っているものと推察され、6 月 17 日については、ToSTNeT 取引により YN 企画から譲り受けたか、同社と合意の上で、市場内クロス取引を行っているものと合理的に推察されます。

つきましては、前記①から③の各本市場内処分に関して、(i)ToSTNeT 取引又は市場内クロス取引を合意した相手方の名称（YN 企画を含みますが、これに限りません。）、(ii)ToSTNeT 取引又は市場内クロス取引の対象とした株式数及び(iii)ToSTNeT 取引又は市場内クロス取引の際に利用した証券会社の名称についてご回答ください。

- ・ 当社株式の保有に関する現時点での方針（追加取得・保有・処分の予定を含みます。）についてご教示ください。
- ・ 上記質問に関連して、貴社は、本大量保有報告書等において、当社株式の保有目的について「純投資」と記載しています。この点、2026 年 5 月 1 日に施行された令和 6 年改正後の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式記載上の注意(10)cによれば、①株券等保有割合を 5%超増加させる行為を行うことを決定した場合や②株券等保有割合の増加により大量保有報告書等を提出する場合であって、これらの報告書の提出義務が発生した日から 3 か月以内に 5%超増加させる行為を行うことを予定している場合

には、当該行為の内容（例えば、取得を行う株券等の種類、取得時期、取得価格、取得数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方）をできる限り具体的に記載しなければならないものとされています。貴社は、株券等保有割合を5%超増加させる行為を行うことを決定しておらず、かつ、3か月以内に予定もしていないとの理解でよろしいでしょうか。

（３） 当社株式に関する意思連絡の有無

- ・ 第三者（認定対象株主を含みますが、これに限りません。）との間で、当社の株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者についてご教示ください。特に、認定対象株主のうちの１社である MTM Capital は、2026 年 4 月 22 日に大量保有報告書を提出した後、2026 年 5 月 13 日から同年 6 月 18 日にかけて当社株式を急速に買い上がり、株券等保有割合にして 9.55%の当社株式を保有するに至っているところ¹、貴社はこれに近接する 2026 年 6 月 12 日から 17 日の間に当社株式を急速に買い上がり（更に、前述のとおり、貴社によるこれらの株式取得は、同じく認定対象株主のうちの１社であり、かつ、2025 年 10 月 20 日に MTM Capital から株券等保有割合にして 15.94%相当の当社株式の譲渡を受けた YN 企画と合意の上で実施した市場内クロス取引によって取得したものであると推察されます。）、株券等保有割合にして 11.63%を保有するに至っておりますが、貴社と MTM Capital 及び YN 企画との間の当社の株式取得・議決権行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその内容について、具体的にご回答ください。
- ・ 第三者（認定対象株主を含みますが、これに限りません。）との間で、当社以外の会社の株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者についてご教示ください。

（４） 当社経営への関与方針

- ・ 当社に対する提案行為又は経営関与（取締役選任、資本提携、事業提携等）の意図の有無についてご教示ください。
- ・ 今後、当社経営方針に関する発言や議案提案を行う予定の有無についてご教示ください。
- ・ 上記質問に関連して、貴社は、本大量保有報告書等において、当社株式の保有目的について「純投資」と記載しています。この点、2026 年 5 月 1 日に施行された令和 6 年改正後の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式記載上の注意(10)bによ

¹ MTM Capital が提出した 2026 年 4 月 22 日付け大量保有報告書及び同年 6 月 25 日付け変更報告書 No. 1 参照。

れば、大量保有報告書の保有目的欄には、重要提案行為等を現に行い、又は行うことを予定している場合には、その内容（例えば、重要提案行為等の具体的な内容、重要提案行為等を行う時期、重要提案行為等を行う条件、重要提案行為等の目的）について、できる限り具体的に記載する必要がある、複数ある場合にはその全てを記載しなければならないものとされております。貴社は、当社に対して重要提案行為等を行うことについての蓋然性・具体性を有しておらず、重要提案行為等を行うことを一切予定していないとの理解でよろしいでしょうか。

（５） 当社第 41 期定時株主総会に出席した篠原猛氏及び株式会社 NOX との関係

- ・ 貴社の取締役である篠原猛氏と 2025 年 11 月 30 日開催の当社第 41 期定時株主総会（以下「2025 年定時株主総会」といいます。）において株式会社 NOX（以下「NOX」といいます。）の代理人として出席された篠原猛氏は同一人物であると理解しております。かかる認識に齟齬があれば、ご教示ください。
- ・ 貴社の取締役である篠原猛氏と NOX との関係並びに同氏が 2025 年定時株主総会に出席するに至った経緯及び 2025 年定時株主総会に関して第三者（認定対象株主を含みますが、これに限りません。）との間で行った意思連絡の有無及びその詳細（意思連絡の当事者、時期、内容を含みます。）をご回答ください。
- ・ 貴社の取締役である篠原猛氏と NOX の代表取締役である篠原強氏とは同性ですが、両名のご関係についてご回答ください。

（６） アクセスジャーナル記事に関するご認識

- ・ 当社に対する「ウルフパック戦術」による「経営権奪取」に関して、2025 年 11 月 23 日付けで「『地域新聞社』プロキシ・ファイトで浮上した、あの大塚弁護士の利益相反疑惑！？」と題するアクセスジャーナル記事（以下「本記事」といいます。）が掲載されていることが確認されております。本記事によれば、当社は「ウルフパック戦術で経営権奪取をされそうになっている」ところ、「X 氏」を含む「この乗っ取りを仕掛けている側の複数の関係者」からアクセスジャーナルに告発があったとのことですが、貴社によるかかる「ウルフパック戦術」及び「経営権奪取」への関与の有無及びその詳細をご回答ください。
- ・ また、アクセスジャーナルに告発を行った「この乗っ取りを仕掛けている側の複数の関係者」ないし「X 氏」について心当たりがあれば、①当該人物の氏名、②当該人物が法人その他他人名義で当社株式を保有している場合にはその名義、③当該人物と貴社との間の関係についてご回答ください。
- ・ 本記事によれば、当社に対するウルフパック戦術による経営権奪取に関する「本尊」（なお、本記事によれば当該人物はアクセスジャーナルの記事に何度も取り上げられて

いるとのことですが、かかる「本尊」について心当たりがあれば、その氏名及び貴社との関係についてご回答ください。

- ・ 貴社の取締役である篠原猛氏は、当社の 2025 年定時株主総会に出席していましたが、その際、「私の名前も手紙の中に入れられた」、「まず一番にアクセスジャーナル。私の名前を書いて、アクセスジャーナルに確認とってこれ出したんですか。これ誰が書いたの、文章は」、「アクセスジャーナルに今回書いた紙、アクセスジャーナルに確認をとって文章を書いたのか、私の名誉棄損なんですよ。それを平気に書いたのはあなたかが書いたんでしょ」等と発言しました。2025 年定時株主総会においてバイオセラミックが行った取締役候補者差し替えの修正動議は、本記事記載の「ウルフバック戦術」による「経営権奪取」に該当する行為であることが合理的に疑われますが、本記事には篠原猛氏の氏名は登場しないにもかかわらず、同氏のことが書かれた旨の発言されたご趣旨についてご説明ください。

(7) Yahoo!ファイナンス掲示板における投稿について

- ・ 当社に関する Yahoo!ファイナンス掲示板において、「篠原猛」と名乗る人物から同一と思われる ID にて複数の投稿がございますが、当該投稿を行った人物と貴社の取締役である篠原猛氏との関係についてご回答ください。

以 上